

株 主 各 位

大阪市北区豊崎五丁目4番9号  
e B A S E 株 式 会 社  
代表取締役社長 常 包 浩 司

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月22日（金曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月25日（月曜日）午後1時（受付開始：午後12時30分）
  2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号  
大阪新阪急ホテル 2階 星の間  
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目 的 事 項
    - 報告事項 1. 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                    |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件          |

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ebase.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国政権の政策動向や東アジアの地政学的リスクなどによる国内景気への影響等から、先行き不透明な状況となりました。我が国経済は、政府による経済政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかながらも回復基調を続けてまいりましたが、地政学的リスクの高まりや海外市場動向の不確実性等、先行きの不透明感は払拭できないまま推移しました。当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資は、企業収益の改善を受けて、システムの開発需要が高まり、全体としては緩やかな増加傾向で推移しておりますが、価格競争は激しくなっております。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成しております。

eBASE事業は、CMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとし、様々な商品情報を管理・運用できるパッケージソフトウェアを提供することにより、業界毎における商品情報交換の全体最適化を目指しております。なかでも主要な食品業界、日雑業界、医薬業界、文具業界、家電業界、住宅業界、工具業界等向けには統合商品情報データベースシステムとしてパッケージソリューションを継続的に開発提供しております。又、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売を推進しております。更に、主要な業界別に多くのバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する「商品情報の企業間流通クラウドサービス(以下、商品データプールサービス)」を開発提供しております。この「ミドルウェアeBASE」を商品マスターだけでなく、投資対効果の高い基幹系システムのマスターデータマネジメント (MDM:Master Data Management) の開発基盤として幅広い用途での活用にも展開しております。Webソリューションビジネスとして、顧客企業のWebホームページのPCサイトやモバイルサイト等の受託型の企画制作、構築、運用、そして「ミドルウェアeBASE」を活用したWebシステム開発等も推進しております。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,828,590千円(前年同期比248,379千円増)、営業利益958,128千円(前年同期比129,741千円増)、経常利益977,694千円(前年同期比161,911千円増)、親会社株主に帰属する当期純利益688,874千円(前年同期比121,896千円増)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

#### ①eBASE事業

[食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）]

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら「FOODS eBASE」による商品情報交換の普及促進に努めたことにより、新規の食品小売及び食品メーカーの受注が順調に推移しました。又、企業間での食の安全情報交換の標準化とユーザーニーズに対応した汎用機能の提供と利便性向上により、無償ユーザーの継続的増加に努め、追加施行された食品表示法の原料原産地表示ルールに対する機能強化を図ると共に、新たにeBASEjr.のクラウド型「eBASEjr. Cloudサービス（有償）」の開発にも着手しました。更に、食の安全情報を含む加工食品の商品データプールサービスである「食材えびす」の普及促進に加え、新たに小売業の商品マスターデータ収集の更なる効率化を実現するため、「食材えびす」の限定活用サービス「商品マスターデータ交換サービス」を機能強化としてリリースしました。又、商品の詳細情報の充実に向けた、消費者向けセールスコピーや棚割画像データ等の交換可能項目の追加や機能強化にも努めました。大手小売業数社に対して食材えびすデータを利用した、商品マスターデータマネジメント（MDM）システムの受注確定や本格運用を開始すると共に、食品小売や食品メーカーの既存ユーザーへの深耕営業等を推しすすめました。

結果、売上高は、企業間における商品情報交換プラットフォームとしてのニーズが底堅く継続したことと並びに大型継続案件の受注に加え、食品小売や食品メーカーへの新規・深耕営業に努めたことや2020年3月末に迫った食品表示法の猶予期間終了等の需要により、前年同期比で増加となりました。

[その他業界（顧客別にカスタマイズした商品詳細情報管理システム/GOODS eBASE）]

家電業界や住宅業界、日雑業界等へeBASE活用提案に努め、大手家電小売企業で統合商品情報管理システムの受注が確定し、複数の大手家電量販店で利用可能な商品データプールサービス「家電えびす」をリリースしました。又、住宅業界においては、カタログコンテンツ管理に大手ハウスメーカー、建材メーカーからの受注が確定しました。特に、日雑業界においては、新たな商品データプールサービス「日雑えびす」の提供を開始すると共に、㈱プラネットの「商品データベース及び商品データベースプラス」との連携運用も開始しました。新たな業界カテゴリとして自動車用品分野についても自動車用品販売大手企業にて採用が決定しました。更に、製薬・医薬業界においては、商品データプールサービス「OTCえびす(㈱プラネット連携)」、「調剤えびす(㈱ユニケソフトウェアリサーチ連携)」をリリースすることでドラッグストア業界等においてフルラインナップでの商品情報提供が可能になりました。

結果、売上高は、家電業界や住宅業界、日雑業界において受注が堅調だったことに加え、様々な企業から、統合商品情報管理システムの引き合いが増加したこと等や数件の大型案件の進捗が計画より前倒し計上となったことにより、前年同期比で大幅な増加となりました。

[コンテンツマネジメントソフト開発/ミドルウェアeBASE]

CMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」の機能強化を継続的に注力することによりソフトウェア/サービス開発の効率化と品質向上を実現すると共に、パートナー企業の開拓及び個別企業ニーズに合致したCMS提案を図りました。

これらの結果、eBASE事業の売上高は、1,625,778千円（前年同期比190,577千円増）、経常利益703,759千円（前年同期比150,183千円増）となりました。

## ②eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に引き続き注力しました。又、顧客ニーズに即した技術者のキャリアアップ研修のより一層の充実を図り、人材育成メニューの拡充に努めました。人材確保は、即戦力となる人材の採用により稼働工数の増加並びに九州事業におけるビジネスパートナー工数も増加しました。更に、人材の再配置及び顧客との単価交渉を実施したことにより、1人あたりの収益性がアップすることとなりました。サポートサービス部門としては、現場ローテーションを積極的に行い、継続して個々のキャリアアップに努めました。具体的には、運用オペレータ要員を教育し、運用オペレーションリーダー又は運用SEへの登用を実現させ、運用以外にも、より付加価値の高いインフラ構築技術者を目指し、技術教育を実施し積極的に登用しました。開発部門では、若年層を中心にJava言語、楽々 Framework3等の技術スキルアップ教育を推進しました。派遣現場にてチームで活動する組織体制の強化を目的に、会社方針、部門方針を理解した中堅社員のリーダースキルアップにも注力しました。又、教育後の人材育成のため、OJTが可能な顧客獲得に注力し、その結果、新卒採用者だけでなく、サポートサービス要員からスキルチェンジした人材投入も実現できました。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,209,345千円（前年同期比61,935千円増）、経常利益273,934千円（前年同期比11,727千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業34,799千円、eBASE-PLUS事業1,420千円、総額36,219千円であります。なお、設備投資金額には、eBASE事業の無形固定資産22,690千円を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

### ① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして「eBASE」をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案・遂行できるセールスエンジニアの育成及び中長期戦略に則った設計開発ができる人材育成が不可欠です。又、eBASE-PLUS事業では事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うと共に、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

### ② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し、総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認決裁ワークフローのシステム化によってヒューマンエラーを防ぎつつ、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

### ③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェア「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うと共に既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」のクロスセル・アップセルを提案してまいります。又、商品データプールサービスである「食材えびす」を小売企業へ普及、活用度の強化を推進すると共にメーカー利用の促進を課題と認識し取り組んでまいります。

### ④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした統合商品情報管理システムの開発販売の継続推進、強化に取り組みます。特に特化した業界(日雑業界、住宅業界、工具業界、文具業界、家電業界等)への攻略アプローチを継続すると共にスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか「ミドルウェアeBASE」の機能強化を継続し、業界別商品情報交換環境デファクト獲得の推進と共

に、顧客別の統合商品情報管理システム受注促進に取り組んでまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、その継続的機能強化を行うと共にパートナー企業の開拓と既存顧客への深耕、基幹系サブシステムの事例獲得に努める等、基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、eBASEノンプログラミング開発環境及び品質向上を実現するためのテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業や食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続的推進並びに無償eBASEjr. ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供するクラウドサービスを推進してまいります。又、既存の商品詳細情報交換の業界別商品データプールサービス「食材えびす」に加え、「家電えびす」、「日雑えびす」、「OTCえびす」、「調剤えびす」等の新たなクラウドビジネスの創出・リリースに取り組んでまいります。

⑦ Webソリューションビジネスの推進

Web企画制作開発コストの低減を行うため、「ミドルウェアeBASE」と連携したWebソリューション事業への転換を行ってまいります。又、既存顧客のシステム利用部門へeBASE環境の開発・提供に取り組んでまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を継続して検討しております。又、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 14 期 平成27年 3 月期	第 15 期 平成28年 3 月期	第 16 期 平成29年 3 月期	第 17 期 (当連結会計年度) 平成30年 3 月期
売上高 (千円)	3,094,223	3,567,475	3,580,210	3,828,590
経常利益 (千円)	630,320	689,619	815,782	977,694
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	414,709	474,829	566,978	688,874
1株当たり当期純利益(円)	72.59	83.50	49.81	60.28
総資産 (千円)	2,433,856	2,762,206	3,258,024	3,944,675
純資産 (千円)	2,009,832	2,417,458	2,907,038	3,520,549
1株当たり純資産(円)	352.54	421.96	252.76	305.52

(注)平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、第15期以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割前の金額を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 14 期 平成27年 3 月期	第 15 期 平成28年 3 月期	第 16 期 平成29年 3 月期	第 17 期 (当事業年度) 平成30年 3 月期
売上高 (千円)	1,304,413	1,294,833	1,435,201	1,625,778
経常利益 (千円)	450,465	439,863	537,958	691,396
当期純利益 (千円)	300,134	306,460	386,166	500,676
1株当たり当期純利益(円)	52.53	53.89	33.93	43.81
総資産 (千円)	1,865,852	2,024,469	2,379,940	2,842,093
純資産 (千円)	1,623,391	1,862,647	2,171,416	2,596,729
1株当たり純資産(円)	284.48	324.46	188.14	224.87

(注)平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、第15期以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割前の金額を記載しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株式会社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用
eBASE-PLUS 株式会社	90,000千円	100.00%	eBASE社や顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の2事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、パッケージソフトウェアの開発、販売及びCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売、「eBASE」を使ったクラウドシステムの開発販売やデータプールサービスの運用事業を行っております。更に、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせてカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売に加え、主要な業界別に多くのバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する「商品情報の企業間流通クラウドサービス（商品データプールサービス）」の開発提供を推進しております。又、Webソリューションビジネスとして、PCサイト、モバイルサイト等の構築、運用、企画制作やシステム開発等を行っております。

「eBASE-PLUS事業」は、eBASE社や顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネスを行っております。

## (12) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所  
本社：大阪府大阪市北区  
東京支社：東京都中央区  
香川開発センター：香川県高松市
- ② 重要な子会社の事業所  
eBASE-NeXT株式会社  
本社：大阪府大阪市北区  
eBASE-PLUS株式会社  
本社：大阪府大阪市北区  
東京Office：東京都中央区  
名古屋Office：愛知県名古屋市中区  
九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
431名	3名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名	9名増	37.3歳	6.2年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,791,200株(自己株式337,082株を含む)
- ③ 当期末株主数 2,521名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
常 包 浩 司	4,219,690株	36.84%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	560,000株	4.89%
大 塚 勉	452,000株	3.95%
西 山 貴 司	426,000株	3.72%
西 尾 浩 一	298,200株	2.60%
岩 田 貴 夫	272,800株	2.38%
窪 田 勝 康	268,800株	2.35%
常 包 和 子	266,400株	2.33%
山 崎 健 太 郎	215,500株	1.88%
明 石 克 巳	201,600株	1.76%

(注) 当社は、自己株式337,082株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有する新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	常 包 浩 司	・ eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 塚 勉	・ 執行役員COO
取 締 役	窪 田 勝 康	・ 執行役員CF0 ・ eBASE-PLUS株式会社取締役
取 締 役	西 山 貴 司	・ 執行役員大阪ソリューションB. U. 管掌
取 締 役	岩 田 貴 夫	・ 執行役員市場開発B. U. 管掌兼SEB. U. 管掌
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	森 田 鎮 光	・ eBASE-PLUS株式会社監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	福 田 泰 弘	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	高 森 浩 一	

- (注) 1. 監査等委員福田泰弘氏及び高森浩一氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。又、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役福田泰弘氏、高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、森田鎮光氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員森田鎮光氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を会社法第427条第1項に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

##### (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く)	5名	109,278千円
取締役(監査等委員)	3名 (内 2名社外取締役)	10,800千円 (7,200千円)
合 計	8名	120,078千円

- (注) 平成27年6月22日開催の第14回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）総額年額120,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額15,000千円以内となっております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	福 田 泰 弘	当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高 森 浩 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回、監査等委員会には14回のうち12回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(注) 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）福田泰弘氏、高森浩一氏を独立役員として届け出ております。

#### 5. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  
15,200千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
15,200千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。又、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

#### [コーポレートガバナンス]

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それに従って業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

#### [コンプライアンス]

- ① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし 利益なくして継続なし 継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。
- ② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。
- ③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。
- ④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。
  - i. 株主総会議事録
  - ii. 取締役会議事録
  - iii. 重要な会議の議事録
  - iv. 予算統制に関するもの
  - v. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
  - vi. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
  - vii. 稟議書
  - viii. 契約書
  - ix. その他文書管理規程に定める文書
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。
- ② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

#### (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しています。
- ② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。又、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

#### (7) 監査等委員会への報告に関する体制

##### ① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。又、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

##### ② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由のあるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。又、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取り扱いを受けることを防止します。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的で開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしております。
- (2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。又、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。
- (3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から随時報告が行われております。
- (4) 外部からの講師を招き、幹部社員を中心とした全社員を対象にインサイダー取引防止セミナーを開催し、子会社においてはeラーニングによる定着を図るなど、法令遵守に向けた取り組みを継続的に実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への配当政策を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うことを基本方針としております。これまで当社の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益ベースでの配当性向20%を利益還元の目標として維持してまいりましたが、株主の皆様への利益還元の更なる充実を期して、中長期に株式保有してくださる皆様のご期待にお応えするため、平成30年3月31日を基準日とする期末配当金より、配当性向20%の目標から30%で維持する方針といたします。

又、この度、平成29年3月17日をもって「東京証券取引所JASDAQ」から、「同取引所市場第二部」へ市場変更が完了しておりますことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、「同取引所市場第二部」への上場市場変更記念として、平成30年3月31日を基準日とする期末配当金として、記念配当2円50銭を実施させていただきたく存じます。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,603,382</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>424,126</b>
現 金 及 び 預 金	1,803,393	買 掛 金	28,136
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	775,671	未 払 金	80,531
仕 掛 品	1,829	未 払 法 人 税 等	166,374
繰 延 税 金 資 産	12,318	未 払 消 費 税 等	55,062
そ の 他	11,368	そ の 他	94,021
貸 倒 引 当 金	△1,199		
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,341,293</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,842</b>		
建 物	7,172		
車 両 運 搬 具	10,875	<b>負 債 合 計</b>	<b>424,126</b>
工 具、器 具 及 び 備 品	5,794	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>48,090</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,498,146</b>
の れ ん	1,575	資 本 金	190,349
ソ フ ト ウ ェ ア	43,726	資 本 剰 余 金	187,433
そ の 他	2,788	利 益 剰 余 金	3,236,471
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,269,361</b>	自 己 株 式	△116,106
投 資 有 価 証 券	1,224,431	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,344
差 入 保 証 金	33,328	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,344
繰 延 税 金 資 産	2,065	新 株 予 約 権	21,058
そ の 他	10,411		
貸 倒 引 当 金	△875	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,520,549</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,944,675</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,944,675</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,828,590
売 上 原 価		1,902,017
売 上 総 利 益		1,926,572
販売費及び一般管理費		968,444
営 業 利 益		958,128
営 業 外 収 益		31,575
営 業 外 費 用		12,009
経 常 利 益		977,694
税金等調整前当期純利益		977,694
法人税、住民税及び事業税	286,656	
法人税等調整額	2,163	288,819
当 期 純 利 益		688,874
親会社株主に帰属する当期純利益		688,874

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	190,349	165,132	2,661,433	△140,270	2,876,644
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△113,837		△113,837
親会社株主に帰属する当期純利益			688,874		688,874
自己株式の取得				△133	△133
自己株式の処分		22,301		24,297	46,598
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		22,301	575,037	24,163	621,502
当 期 末 残 高	190,349	187,433	3,236,471	△116,106	3,498,146

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	679	679	29,714	2,907,038
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△113,837
親会社株主に帰属する当期純利益				688,874
自己株式の取得				△133
自己株式の処分				46,598
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	664	664	△8,656	△7,992
当 期 変 動 額 合 計	664	664	△8,656	613,510
当 期 末 残 高	1,344	1,344	21,058	3,520,549

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### 2. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～6年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 70,608千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,791,200株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,837	20.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

(注) 平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	235,954	20.60	平成30年 3月31日	平成30年 6月26日

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記の1株当たり配当額は当該株式分割後の金額を記載しております。

2. 平成30年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円50銭を含んでおります。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 102,270株

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日(当期の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,803,393	1,803,393	－
(2) 受取手形及び売掛金	775,671		
貸倒引当金(※)	△1,199		
受取手形及び売掛金(純額)	774,472	774,472	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	198,780	△1,220
其他有価証券	500,442	500,442	－
資産計	3,278,308	3,277,088	△1,220

(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

##### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

###### 資産

###### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

###### (3) 投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

##### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「(3)投資有価証券」には含めておりません。

- ・ 非上場株式(連結貸借対照表計上額 115,988千円)
- ・ 匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 100,000千円)
- ・ 投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 308,000千円)

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

#### V. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 305円 52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 60円 28銭  |

平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

#### VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,758,476</b>	<b>流動負債</b>	<b>245,363</b>
現金及び預金	1,213,383	買掛金	8,044
売掛金	521,717	未払金	31,204
仕掛品	1,829	未払法人税等	115,336
前払費用	4,104	未払消費税等	31,371
繰延税金資産	7,704	前受金	11,504
その他	10,936	預り金	34,577
貸倒引当金	△1,199	前受収益	12,811
<b>固定資産</b>	<b>1,083,616</b>	その他	515
<b>有形固定資産</b>	<b>16,877</b>	<b>負債合計</b>	<b>245,363</b>
建物	2,019	<b>純資産の部</b>	
車両運搬具	10,875	<b>株主資本</b>	<b>2,574,327</b>
工具、器具及び備品	3,983	資本金	190,349
<b>無形固定資産</b>	<b>46,515</b>	資本剰余金	187,433
ソフトウェア	43,726	資本準備金	162,849
その他	2,788	その他資本剰余金	24,584
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,020,223</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>2,312,651</b>
投資有価証券	864,451	その他利益剰余金	2,312,651
関係会社株式	115,084	繰越利益剰余金	2,312,651
差入保証金	27,890	<b>自己株式</b>	<b>△116,106</b>
会員権	2,450	評価・換算差額等	1,344
繰延税金資産	3,261	その他有価証券評価差額金	1,344
その他	7,961	<b>新株予約権</b>	<b>21,058</b>
貸倒引当金	△875	<b>純資産合計</b>	<b>2,596,729</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,842,093</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,842,093</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,625,778
売 上 原 価		220,431
売 上 総 利 益		1,405,346
販売費及び一般管理費		793,994
営 業 利 益		611,352
営 業 外 収 益		92,054
営 業 外 費 用		12,009
経 常 利 益		691,396
税 引 前 当 期 純 利 益		691,396
法人税、住民税及び事業税	187,880	
法人税等調整額	2,839	190,719
当 期 純 利 益		500,676

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	190,349	162,849	2,283	1,925,811	△140,270	2,141,022
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△113,837		△113,837
当 期 純 利 益				500,676		500,676
自 己 株 式 の 取 得					△133	△133
自 己 株 式 の 処 分			22,301		24,297	46,598
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計			22,301	386,839	24,163	433,304
当 期 末 残 高	190,349	162,849	24,584	2,312,651	△116,106	2,574,327

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	679	679	29,714	2,171,416
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△113,837
当 期 純 利 益				500,676
自 己 株 式 の 取 得				△133
自 己 株 式 の 処 分				46,598
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	664	664	△8,656	△7,992
当 期 変 動 額 合 計	664	664	△8,656	425,312
当 期 末 残 高	1,344	1,344	21,058	2,596,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### ② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備) 15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～6年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	60,926千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する金銭債権	8,080千円
関係会社に対する金銭債務	4,308千円

## III. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	23,318千円
営業取引以外の取引	68,394千円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	337,082株
------	----------

## V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	7,021千円
未払事業所税	316千円
貸倒引当金	634千円
減価償却費	1,418千円
投資有価証券評価損	305千円
関係会社株式評価損	1,403千円
その他	457千円
繰延税金資産合計	11,557千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△592千円
繰延税金負債合計	△592千円
差引：繰延税金資産合計	10,965千円

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	eBASE-PLUS(株)	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託 (注1)	67,554	未収入金	6,079

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 224円 87銭
- 1株当たり当期純利益金額 43円 81銭

平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月16日

eBASE株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	森 内 茂 之	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指定有限責任社員	公認会計士	児 玉 秀 康	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、eBASE株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eBASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月16日

eBASE株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	森 内 茂 之	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指定有限責任社員	公認会計士	児 玉 秀 康	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、eBASE株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

e B A S E株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 田 鎮 光 ㊟

監査等委員 福 田 泰 弘 ㊟

監査等委員 高 森 浩 一 ㊟

(注) 監査等委員福田泰弘及び高森浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

第17期の期末配当金につきましては、株主の皆様への利益還元の更なる充実を期し、平成30年3月31日を基準日とする期末配当金より配当性向を20%から30%の目標で維持することとし、また「東京証券取引所市場第二部」へ上場市場変更いたしました記念配当を実施したく、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 金18円10銭

当社普通株式1株につき記念配当 金2円50銭

合 計 金20円60銭

総額235,954,831円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月26日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名のうち、大塚勉氏は本年4月30日をもって辞任し、4名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役4名の再選任、及び新たに1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会から審議の結果相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つねかね こうじ 常包 浩司 (昭和32年3月20日生)	平成13年10月 当社創業 代表取締役社長（現任） 平成22年11月 eBASE-PLUS株式会社 代表取締役社長（現任）  選任の理由 当社グループの創業者であり、これまで当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	4,219,690株
2	くぼた かつやす 窪田 勝康 (昭和37年10月28日生)	平成17年6月 当社入社 平成17年9月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員CFO（現任） 平成22年11月 eBASE-PLUS株式会社 取締役（現任）  選任の理由 これまで当社CFO及び管理部担当として経理部門、人事・総務・法務部門を担当し、当社の適法・適切な運営に寄与されてきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	268,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	にしやま たかし 西山 貴司 (昭和41年7月3日生)	平成13年10月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員 平成25年4月 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U. 管掌(現任)	426,000株
		選任の理由 これまで大阪を中心とする西日本地区の営業拡販を行うとともに、GOODS eBASEの拡販を担当し、住宅業界や工具業界でのデファクト化を推進してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	いわた たかお 岩田 貴夫 (昭和42年6月23日生)	平成15年11月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員 平成25年4月 当社取締役執行役員 市場開発B.U. 管掌兼SEB.U. 管掌(現任)	272,800株
		選任の理由 これまで市場開発として新規顧客の開拓を行うとともに、FOODS eBASEの拡販を担当し、大手顧客との成約を行ってきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	うえの まきひこ 上野 雅彦 (昭和44年1月28日生)	平成19年4月 当社入社 平成20年10月 当社執行役員 平成25年4月 当社執行役員 東京ソリューションB.U. 管掌(現任)	17,900株
		選任の理由 これまで東京を中心とする東日本地区の営業拡販を行うとともに、大手顧客への拡販とデファクト化を推進してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現在の監査等委員である森田鎮光氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<small>ながた ひろひこ</small> 永田 博彦 (昭和31年10月28日生)	昭和54年4月 ナショナル住宅建材株式会社入社 (昭和57年8月 ナショナル住宅産業株式会社へ社名変更) (平成14年10月 パナホーム株式会社へ社名変更) 平成15年10月 同社リフォーム事業部長 平成18年6月 同社執行役員リフォーム事業担当 平成29年4月 同社特別顧問渉外担当 (平成30年4月 パナソニック ホームズ株式会社へ社名変更) 平成30年4月 同社顧問 (現任)	一株
	選任の理由 執行役員としてハウスメーカーの経営に関与し培われた知識・経験を有しておられることから、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査するために適切な人材と判断し、新任の監査等委員である取締役(社外取締役)としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 永田博彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 永田博彦氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 永田博彦氏を社外取締役候補者とした理由は、執行役員として培われた豊富な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 当社は、永田博彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区芝田一丁目 1 番35号  
大阪新阪急ホテル 2階 星の間

(会場案内図)

